

平成19年

京都府の工業



京 都 府

はじめに

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的に、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第10号として経済産業省により、毎年12月31日現在で実施されています。

平成19年調査は、製造業に属する従業者4人以上の事業所を対象として実施されました。この「京都府の工業」は、平成19年工業統計調査結果の京都府分について本府が独自に集計したものです。

本書を京都府における工業に関する基礎資料として、各種の行政施策・企業経営・学術研究等に広く御活用いただければ幸いです。

なお、調査の実施にあたり、多大の御協力をいただきました事業所の皆様をはじめ、調査員・指導員、市区町村職員並びに関係機関の皆様に対し、心から感謝の意を表しますとともに、今後一層の御協力をお願いいたします。

平成21年3月

京都府政策企画部調査統計課

目 次

利用上の注意	i
調査結果の概要	1
1 概 要	1
2 事業所数	3
3 従業者数	7
4 製造品出荷額等	13
5 付加価値額	19
6 現金給与総額	23
7 原材料使用額等	29
統計表Ⅰ（京都府表）	
市区町村・地域別結果表	37
産業中分類別結果表	44
産業細分類別結果表	48
組織別・資本金階層別結果表	68
産業中分類別・従業者規模別結果表	69
統計表Ⅱ（地域表）	
地域別結果表	79
地域別 産業中分類別・従業者規模別結果表	80
統計表Ⅲ（用地、用水、品目表）	
工業用地市区町村・地域別結果表（従業者30人以上）	89
工業用地産業中分類別結果表（従業者30人以上）	90
工業用水（淡水）市区町村・地域別結果表（従業者30人以上）	91
工業用水（淡水）産業中分類別結果表（従業者30人以上）	93
製造・賃加工品目別結果表	94

<添付資料> 平成19年工業調査票 甲、乙

利用上の注意

- 1 調査期日現在において、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所は集計に含んでいません。
- 2 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。
- 3 統計表中の符号の用法は、次のとおりです。

「X」…… 統計法に基づく秘匿数値（注：該当事業所数2以下の場合は、その内容を秘匿しました。
また、3以上であっても、前後の関係から秘匿数値が判明する箇所は秘匿しました。）

「-」…… 該当数値なし 「0.0」…… 四捨五入による単位未満 「△」…… マイナス
- 4 各表中、構成比等については、四捨五入の関係で合計と内訳の計が一致しない場合があります。また、調査の単位を四捨五入して表章単位としているため、調査単位の合計と表章単位の合計や前年比等が一致しないことがあります。なお、表中の各比率は、調査の単位で計算したものを使用しています。
- 5 平成19年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動を把握する目的で、事業所全体の調査としました。このため、製造品出荷額等に「その他収入額（転売収入等）」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加しました。
- 6 集計項目の名称及び用語の定義は、次のとおりです。
 - (1) 従業者数 常用労働者数、個人事業主及び無給家族従業者数の合計
 - (2) 現金給与総額
年間に支給された常用労働者、臨時雇用者に対する諸給与額と退職金、解雇予告手当等の合計額
 - (3) 原材料使用額等
原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計額
 - (4) 製造品出荷額等
製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計額で、消費税等内国消費税額を含んだ額
 - (5) 生産額
製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－同年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末額－同年初額）で算出。ただし、従業者29人以下は製造品出荷額＋加工賃収入額＝生産額とみなしています。
 - (6) 付加価値額
製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－同年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末額－同年初額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額で算出。
ただし、従業者29人以下は粗付加価値額として、製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等で算出。
※ 推計消費税額は、平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分を除いています。
 - (7) 有形固定資産投資総額（従業者30人以上）
有形固定資産取得額＋建設仮勘定の年間増減額（増加額－減少額）
 - (8) 工業統計調査結果に用いられる主な算式
○1 事業所当たり、従業者1人当たりの製造品出荷額等
（製造品出荷額等－内国消費税額）÷事業所数又は従業者数

○原材料率

原材料使用額等 ÷ {製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 同年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末額 - 同年初額) - 内国消費税額} × 100

○付加価値率

付加価値額 ÷ {製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 同年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末額 - 同年初額) - 内国消費税額} × 100

○現金給与率

現金給与と総額 ÷ {製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 同年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末額 - 同年初額) - 内国消費税額} × 100

7 地域区分は、次のとおりです。(調査時点での市町村名を表示しています。)

丹 後 地 域 …… 宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

中 丹 地 域 …… 福知山市、舞鶴市、綾部市

中 部 地 域 …… 亀岡市、南丹市、京丹波町

京 都 市 域 …… 京都市

乙 訓 地 域 …… 向日市、長岡京市、大山崎町

山城中部地域 …… 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町

相 楽 地 域 …… 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

8 産業中分類は、次の略称を用いています。

産業中分類番号	略 称	名 称
0 9	食 料 品	食料品製造業
1 0	飲料・たばこ・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業
1 1	織 維	繊維工業(衣服・その他の繊維製品を除く)
1 2	衣 服	衣服・その他の繊維製品製造業
1 3	木 材 ・ 木 製 品	木材・木製品製造業(家具を除く)
1 4	家 具 ・ 装 備 品	家具・装備品製造業
1 5	パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
1 6	印 刷	印刷・同関連業
1 7	化 学	化学工業
1 8	石 油 ・ 石 炭	石油製品・石炭製品製造業
1 9	プ ラ ス チ ッ ク 製 品	プラスチック製品製造業
2 0	ゴ ム 製 品	ゴム製品製造業
2 1	皮 革	なめし革・同製品・毛皮製造業
2 2	窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業
2 3	鉄 鋼	鉄鋼業
2 4	非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
2 5	金 属 製 品	金属製品製造業
2 6	一 般 機 械	一般機械器具製造業
2 7	電 気 機 械	電気機械器具製造業
2 8	情 報 通 信	情報通信機械器具製造業
2 9	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス	電子部品・デバイス製造業
3 0	輸 送 用 機 械	輸送用機械器具製造業
3 1	精 密 機 械	精密機械器具製造業
3 2	そ の 他	その他の製造業

9 産業分類については次のとおりです。

(1) 産業分類の種類

日本標準産業分類では、大分類、中分類（2けた）、小分類（3けた）、細分類（4けた）の4種類があります。

工業統計調査では、その他に各事業所で産出される製造品及び賃加工品を、6けた番号で品目分類しています。

(2) 産業の決定方法

ア 一般的な方法

製造品及び賃加工品が単品の事業所については、品目6けた番号の上4けたで産業細分類を決定します。

また、品目が複数の場合は、

中分類：記入された商品分類番号6けたのうち、上2けたが同じである品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

小分類：決定された中分類のうち、上3けたが同じである品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

細分類：決定された小分類のうち、上4けたが同じである品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

イ 特殊な方法

上記の方法以外に原材料、作業工程、機械設備等により産業を決定しているものがあります。

2311 高炉による製鉄業	2321 製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）
2331 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	2332 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2333 冷間ロール成型形鋼製造業	2334 鋼管製造業
2335 伸鉄業	2336 磨棒鋼製造業
2337 引抜鋼管製造業	2338 伸線業
2339 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	
2699 各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）	

10 日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）の改訂に伴い、平成14年調査から以下の点が変更になりました。

- (1) 「新聞業」及び「出版業」は、「製造業」から「情報通信業」へ移行し、本調査の対象外となりました。
- (2) 「電気機械器具製造業」は、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」の3業種に分割されました。
- (3) 「武器製造業」は、「その他の製造業」に移行しました。

11 平成19年調査において、脱漏事業所及び構内請負事業所の補足作業を行いました。

12 平成19年調査において、調査項目を変更したことにより、製造品出荷額等、付加価値額及び原材料使用額等は前年の数値とは接続しません。

13 この報告書の数値は、後日、経済産業省から公表されるものと相違することがあります。

14 内容についての問い合わせ先

京都府政策企画部調査統計課産業統計担当

TEL (075) 414-4509、4510（直通）

調査結果の概要（従業者4人以上の事業所）

1 概要

平成19年12月31日現在の京都府における製造業（従業者4人以上）の調査結果の概要は、次のとおりとなりました。事業所数は2年連続の減少、従業者数は3年連続の増加、製造品出荷額等は6兆1340億円、付加価値額は2兆4149億円となりました。

	平成19年	平成18年	前年比
事業所数	5747事業所	5782事業所	99.4%
従業者数	16万1222人	15万7377人	102.4%
製造品出荷額等	6兆1340億円	5兆3193億円	—
付加価値額	2兆4149億円	2兆2190億円	—

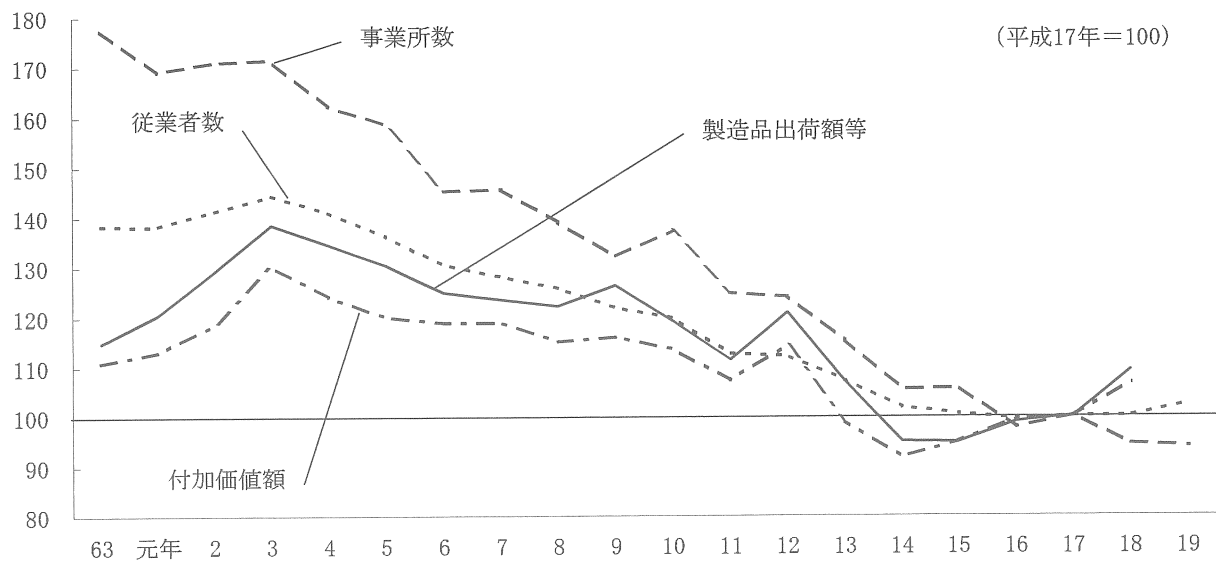
（注）平成19年調査では、調査項目の変更（追加）が行われ、製造品出荷額等及び付加価値額について前年の数値と比較ができなくなった。
（調査項目の変更内容は、製造品出荷額等に製造業以外の転売収入等の「その他収入額」を追加するなどが行われたもの）

- 1 事業所数
5747事業所となり、前年（平成18年）と比べると0.6%（35事業所）減少しています。
- 2 従業者数
16万1222人となり、前年と比べると2.4%（3845人）増加しています。
- 3 製造品出荷額等
6兆1340億円となった。
- 4 付加価値額
2兆4149億円となった。
- 5 従業者規模別の前年比・構成比
前年と比べると、事業所数は、20～29人規模など5区分で増加、4～9人規模など3区分で減少しています。
従業者数は、20～29人以上規模など5区分で増加、4～9人規模など3区分で減少しています。
構成比をみると、事業所数は4～9人規模が約半数を占めています。また、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額は、300人以上規模がそれぞれで最も多くなっています。
- 6 地域別の前年比・構成比
前年と比べると、事業所数は、乙訓地域など4地域で増加、丹後地域など3地域で減少し、従業者数は、中丹地域など4地域で増加、相楽地域など3地域で減少しています。
構成比をみると、京都市域が、事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額のそれぞれで最も多く、次いで山城中部地域の順となっています。
- 7 業種別の前年比・構成比
前年と比べると、事業所数は、輸送用機械など12業種で増加、石油・石炭、皮革、一般機械で増減なし、ゴム製品など9業種で減少しています。
従業者数は、衣服など15業種で増加し、ゴム製品など9業種で減少しています。
構成比をみると、事業所数は、繊維、一般機械、食料品の順、従業者数は、食料品、一般機械、電気機械の順、製造品出荷額等は、飲料・たばこ・飼料、輸送用機械、一般機械の順、付加価値額は、飲料・たばこ・飼料、一般機械、その他の順となっています。

工業の移り変わり(従業者4人以上)

区分 年次	事業所数			従業者数			製造品出荷額等			付加価値額		
		前年比 (%)	平成17年 =100	(人)	前年比 (%)	平成17年 =100	(億円)	前年比 (%)	平成17年 =100	(億円)	前年比 (%)	平成17年 =100
63	10,864	103.0	177.5	217,586	101.2	138.4	55,962	108.3	114.9	23,068	112.1	110.9
元年	10,352	95.3	169.1	217,291	99.9	138.2	58,654	104.8	120.5	23,532	102.0	113.1
2	10,473	101.2	171.1	222,187	102.3	141.3	62,918	107.3	129.2	24,677	104.9	118.6
3	10,501	100.3	171.5	227,096	102.2	144.4	67,424	107.2	138.5	27,103	109.8	130.3
4	9,936	94.6	162.3	221,894	97.7	141.1	65,474	97.1	134.5	25,830	95.3	124.2
5	9,716	97.8	158.7	214,291	96.6	136.3	63,548	97.1	130.5	24,984	96.7	120.1
6	8,890	91.5	145.2	205,305	95.8	130.6	60,878	95.8	125.0	24,731	99.0	118.9
7	8,920	100.3	145.7	201,555	98.2	128.2	60,143	98.8	123.5	24,739	100.0	118.9
8	8,514	95.4	139.1	197,795	98.1	125.8	59,540	99.0	122.3	23,947	96.8	115.1
9	8,094	95.1	132.2	191,706	96.9	121.9	61,537	103.4	126.4	24,119	100.7	116.0
10	8,401	103.8	137.2	188,403	98.3	119.8	58,068	94.4	119.2	23,627	98.0	113.6
11	7,641	91.0	124.8	177,200	94.1	112.7	54,243	93.4	111.4	22,307	94.4	107.3
12	7,599	99.5	124.1	176,457	99.6	112.2	58,860	108.5	120.9	23,782	106.6	114.3
13	7,052	92.8	115.2	168,596	95.5	107.2	52,112	88.5	107.0	20,569	86.5	98.9
14	6,456	92.1	105.5	160,131	95.9	101.8	46,222	89.6	94.9	19,086	94.1	91.8
15	6,469	100.2	105.7	158,263	98.8	100.6	46,147	99.8	94.8	19,746	103.5	94.9
16	5,985	92.5	97.8	156,581	98.9	99.6	48,160	104.4	98.9	20,679	104.7	99.4
17	6,122	102.3	100.0	157,255	100.4	100.0	48,695	101.1	100.0	20,799	100.6	100.0
18	5,782	94.4	94.4	157,377	100.1	100.1	53,193	109.2	109.2	22,190	106.7	106.7
19	5,747	99.4	93.9	161,222	102.4	102.5	61,340	—	—	24,149	—	—

(指数)



2 事業所数

事業所数は、5747事業所となり、前年と比べると0.6%（35事業所）減少しています。

図1 規模別事業所数の推移

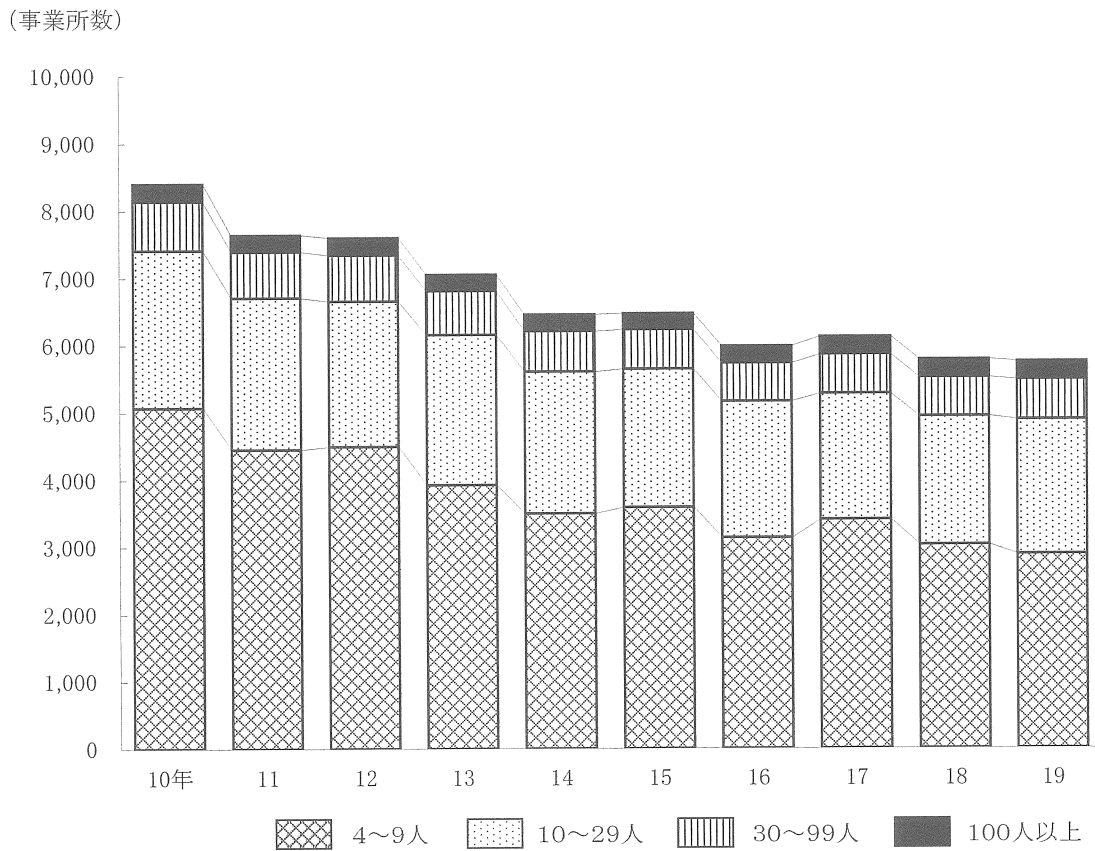


表1 規模別

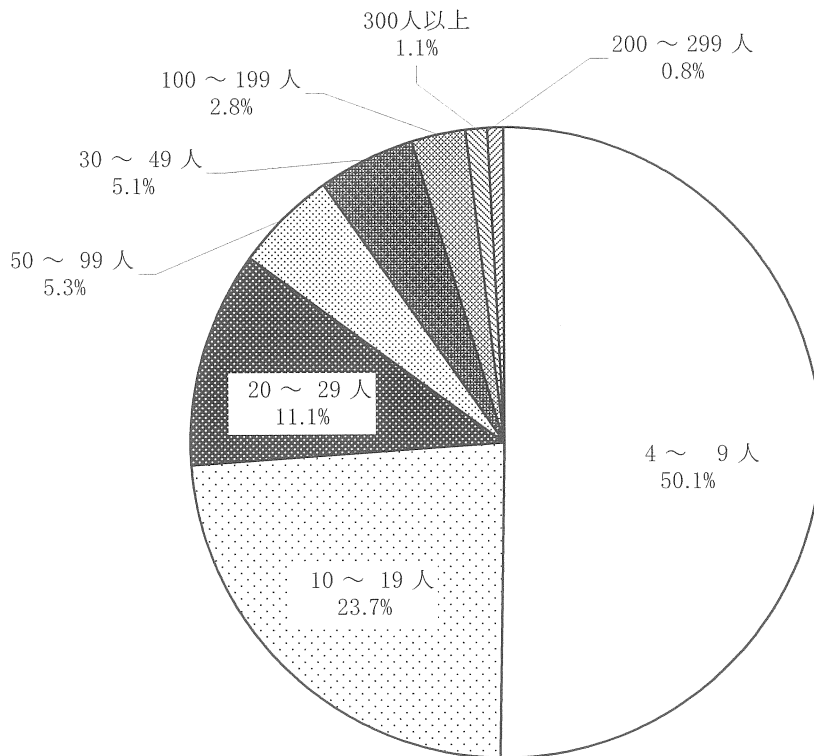
区分 \ 年次	平成10年	11	12	13	14
総数	8,401	7,641	7,599	7,052	6,456
4～9人	5,071	4,451	4,495	3,924	3,499
10～19人	1,592	1,534	1,473	1,575	1,487
20～29人	747	720	686	656	621
30～49人	408	382	369	342	308
50～99人	318	304	317	308	292
100～199人	161	146	154	140	151
200～299人	41	47	51	54	42
300人以上	63	57	54	53	56

規模別

従業者規模別に前年と比べると、20～29人規模で7.3%（43事業所）増加するなど、5区分で増加しましたが、4～9人規模で4.8%（144事業所）減少するなど、3区分で減少しています。

規模別の構成比をみると、4～9人規模及び10～19人規模で73.8%と全体のほぼ4分の3を占めています。（表1、図1・2）

図2 規模別事業所数の構成比



事業所数

15	16	17	18	19	前年比 (%)	構成比 (%)
6,469	5,985	6,122	5,782	5,747	99.4	100.0
3,587	3,131	3,401	3,026	2,882	95.2	50.1
1,443	1,396	1,284	1,314	1,362	103.7	23.7
612	635	591	593	636	107.3	11.1
290	274	284	291	295	101.4	5.1
298	294	297	288	303	105.2	5.3
140	153	159	165	161	97.6	2.8
42	48	47	47	46	97.9	0.8
57	54	59	58	62	106.9	1.1